


様式第3号(第3条関係)

一般廃棄物処理業(収集運搬業)許可証

甲 住 第 2 3 1 号  
令和 6 年 5 月 30 日

安田産業株式会社  
代表取締役 安田 奉春 様

甲良町長 寺本 純二 

令和6年5月24日付けで申請のあった一般廃棄物処理業(収集運搬)許可申請については、甲良町廃棄物の処理および清掃に関する規則第3条第1項の規定により、許可します。

許 可 番 号	第 R 6 - 4 号
許 可 年 月 日	令和6年 7月 10日
氏名 法人にあっては、名称 および代表者氏名	安田産業株式会社 代表取締役 安田 奉春
事 務 所 お よ び 事 業 所 の 所 在 地	京都市伏見区南寝小屋町9 1番地 京都市伏見区南寝小屋町9 1番地
許 可 期 間	令和6年7月10日から令和8年7月9日
営 業 の 区 域	甲良町
許可条件 1 許可証は、他人に貸与し、または譲渡してはならない。 2 許可期限が切れたとき、または業務を廃止もしくは休止したときは、直ちに許可書を返還しなければならない。 3 車両には事業所名を表示すること。 4 他市町で収集したものと混載しないこと。 5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の2の基準を守り善良な処理業者の自覚をもって業務に当たること。 6 業務の内容に変更が生じたときは、速やかに届け出ること。 7 法令・条例・規則または、この許可条件に違反したときは、許可を取り消すことがある。	